

林野火災注意報・警報の運用開始

令和7年2月に起きた大船渡市の大規模林野火災を受けて、令和8年1月1日より林野火災注意報・林野火災警報の運用を開始します。

発令中は、屋外での火の取扱い（たき火等）はできません。

● 林野火災注意報・警報とは

林野火災予防上、注意を要する気象条件となった場合に『林野火災注意報』、危険な気象条件となった場合に『林野火災警報』を発令し、発令された区域において、火災予防条例で定める「火の使用制限」について義務が課され、屋外での火の取扱いはできません。

● 林野火災注意報・警報が発令となる気象状況

○ 林野火災注意報

1 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下の場合
又 は

2 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表された場合

○ 林野火災警報

林野火災注意報の条件に加え、強風注意報が発表された場合

● 林野火災注意報・警報の発令期間

1月から5月までの期間とします。

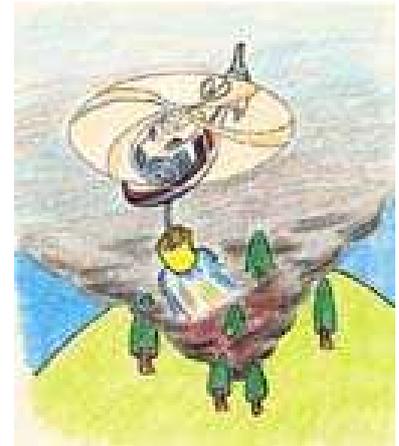
ただし、当日に降雨が見込まれる場合や積雪がある場合を除く。

● 制限される区域（各消防署管轄町ごとに制限）

○ 国有林～国有林の森林計画図【林野庁北海道森林管理局】

○ 国有林以外～ほっかいどう森マップ

【北海道庁水産林務部林務局森林計画課】



● 林野火災注意報・警報が発令中の火の使用の制限（火災予防条例第29条）

○ 山林、原野等において火入れ及び喫煙をしないこと。

○ 煙火を消費しないこと。

○ 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。

○ 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。

○ 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

● 火の使用制限に従わなかった場合（消防法第44条）

林野火災注意報は努力義務を課するものですが、**林野火災警報**は「火の使用の制限」に違反した者に対して**30万円以下の罰金または拘留**に処することが定められています。

● 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出義務（火災予防条例第52条）

たき火等を行う場合は、事前に管轄する消防署へ届出をしなければなりません。